

イ、外国人
 ハ、朝鮮人
 ニ、日本臣民
 ホ、朝鮮人
 ヘ、朝鮮人
 外国人の国籍は、本領土に在る外国人、朝鮮人及び日本臣民の外国人の区別によらる。其の外国人の国籍は、本領土に在る外国人、朝鮮人の区別によらる。其の外国人の国籍は、本領土に在る外国人、朝鮮人の区別によらる。

外務省

外国人の一般的地位

外国人は、次に掲げる例外を除き、連合國人、旧敵國人、その他の外国人の区別なく左の一般的地位を有する。

(一) 入国、出国登録

イ、入国

外国人は連合軍總司令部の承認ある場合の外本邦に入ることが出来ない。(四六、四、二附指令及登録令三條) 不法入国者は処罰せられ、あるいは本邦外に退避を命令又は強制される。(同十二條をい五十四條)。もつとも後述する様に右の規則又は強制処分は連合國人に適用されない。なお朝鮮人の不法入国者は指令(四六、五、七附)に従って世保より朝鮮に送還される。

ロ、出国

出国に關しては日本領土關係なく司令部の許可を得て行

外務省

おれたいる... 規定を... 付いては...

外国人は左の... 外国人が入国した... 外国人が入国した... 外国人が入国した...

外務省

（一）... 外国人に対する... 特別を... 刑事の... 適用される。

外務省

特許権

特許権は、発明、実用新案、商標、意匠、著作権、特許権等の権利を、特許権者の特許権として、特許権者に専ら行使する権利を指す。特許権者は、特許権を行使し、特許権を譲渡、特許権を質入、特許権を担保とする権利を有する。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。

特許権の取得

特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。

外務省

特許権

特許権は、発明、実用新案、商標、意匠、著作権、特許権等の権利を、特許権者の特許権として、特許権者に専ら行使する権利を指す。特許権者は、特許権を行使し、特許権を譲渡、特許権を質入、特許権を担保とする権利を有する。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。特許権は、特許権者の専ら行使する権利である。

外務省

外国人の権利的地位

外国人は日本の法律によつてその権利的地位を有する。

国籍取得人

附則第三の第三、第四各條

其の権利的地位を個人に對しても適用するが、議會召集の命令應答又は議院の議決に對して再登壇を禁ぜしめてゐる。一四六、一五三、三三附則第一

附則第四の第一條は個人に對して適用されぬ。但し職權に當りては命令及び法律の命令又は法律の命令に對しては再登壇を禁ぜしめてゐる。一四六、一五三、三三附則第一

何行世權

右の如くであるが、附則第五の第一條は個人に對しては適用されぬ。

外務省

その地位を有するが、議會召集の命令應答又は議院の議決に對して再登壇を禁ぜしめてゐる。一四六、一五三、三三附則第一

国籍取得人以外の外国人

附則第六の第一條は個人に對して適用されぬ。但し職權に當りては命令及び法律の命令又は法律の命令に對しては再登壇を禁ぜしめてゐる。一四六、一五三、三三附則第一

外務省

（イ）台湾人

台湾人は前條の如く駐日代表部の兼給した既明書を有する者たるが中国人と見なされる。従つてかか台湾人は連合國人と同視をステータスに在る。

（ロ）朝鮮人

朝鮮人は登録令では外國人と見なされるがその他の事項については日本人と同様日本の法権に服する。食糧配給も日本人と同様である。刑事裁判権については附屬地而兼並實施中は特別が有つたがその後は昨年末をもつて終了した。

連合國軍人軍属、外交官、その他の治外法権的地位を享有するもの

前記「外國人の定義」において除外した連合國軍人、軍属、外國政府の外交官、その他の地位の獲得、これらの家族は原則として前述一般の地位及び待遇的地位の外に在り、従つて民事及び刑事の裁判管轄、食糧配給等適用せられず、課税も免除し得ない。

外務省

附屬地一、ドイツ人關係

一、移駐後の在留ドイツ人の概況

（一）移駐當時在日ドイツ人二七四大名中五一七名は一九四一年關印地区から日本、ソベリヤ經由本國帰國の途次強ゾ戦勃発のため滞日を余儀なくされた難民婦女子で（男子はその後英領印度に抑留された）その救済は在日ドイツ大使館が行つていたがドイツ降伏後はドイツ經濟使團團長ヴォールムト氏が在日ドイツ總領事館を利用して継行していた。

右の難民婦女子の外にもドイツ本國からの送金杜絶、ドイツ系商社の閉鎖等で失業者も増加したため一九四五年九月末即ち終戦直後においては同機關の救済の対象となつたものが一、一〇〇人上つた。

右とは別個にドイツ居留民團においてもその資金をもつて食糧の一括購入、配給又は手持糧詰の分配等を行つていた。

外務省